

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		重要文化財の公開の許可取消、公開停止命令
根拠条例・規則名		文化財保護法
条 項		第 5 3 条 第 4 項
所 管 部 課		教育委員会 生涯学習部 文化財保護課 ( 電話 : 048-829-1723 )
処 分 基 準	基 準 ( 未設定の場合はその理由 )	未設定  理由 事例ごとに文化財に与える影響は相違し、日本国民共通の財産である文化財を保護するためには、個々の事例について適切な判断をする必要がある。そのため、画一的な基準を設定することは困難であり、また、設定したとしても、有効で合理的な基準とはなり得ないため。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		